

岡山市革新懇定例総会 & 消費税問題学習会案内



とき：2010年4月10日（土）
じかん：午後1時30分から4時
ところ：桑野ふれあいセンター2F

岡山市中区桑野715-2

T E L (086)274-5151 F A X (086)274-5100

地図は下図参照

政権交代は実現したけれど…

国民の政治に対する怒りによって、自公政権から民主党政権へ歴史的な転換がされました。ところが、鳩山内閣は、即時廃止を公約として掲げた後期高齢者医療制度の廃止を先送りにしたり、「県外・国外」移設を約束していた普天間基地を県内移設にすり替えようとするなど逆流する動きを見せています。税制問題では、消費税増税を前倒して議論を開始しようとしています。岡山市革新懇は、今年の総会での学習会のテーマを消費税問題に定め、「3.13重税反対共闘会議」と共同した学習会を開催します。

幅広く活動
※講師略歴
税理士。元全国税研中央推進委員会委員長。「国会大蔵委員会委員の想定問答集」作りにも関与。現在、日本納税者連盟（不公平な税制をただす）事務局長・埼玉自治体問題研究会委員長・納税者権利憲章をつくる会運営委員など

★学習会テーマ（仮題）
「消費税によらない
豊かな国」ニッポンへの道
富山 泰一氏



岡山市革新懇
「3.13重税反対共闘会議」
岡山市北区春日町5-6
TEL. 086-234-2041
岡山市北区西島田町4-25
TEL. 086-243-3861

「所得の再分配」を軸にした経済基盤の底上げを

-消費税によらなくとも応能負担へ「チエンジ」すれば財源はある-

2010. 4. 10 不公平な税制をただす会事務局長 富山 泰一

1. はじめに

- これまでの自公政権における「構造改革路線」も、「国民の生活第一」「チエンジ」で登場した「反構造改革」路線を掲げた民主連合政権も、社会政策のあり方とその財源問題が共通した話題として大きく取り上げられそのことで信頼を失ってきています。
- 私の話の中心は税金問題ですが、私はかねがね「税金問題は税金の背景にあるものを探しないと制度だけ知っただけでは税金のことは分からぬ」と言ってきました。
「税金はすぐれて政治的」です。政治が変われば税制も変わります。しかし、現実には税制度は変わるどころか悪くなりそうな気配です。それは政治が変わっていないということでもあるのです。
- 私の話は「もっとも」といわれる話をするのではなく、「どう考えるべきかの判断材料」を提供し、皆さんと一緒に「どう変えるべきか」を考えたいということを目的としています。いわゆる批判型ではなく提案型です。批判だけでは変わらないと思うのです。そこで、国民の間で話題になっていることを整理したものを以下列挙してみます。それを見て皆さん自身がどのような問題意識を持っているのか、そして自問自答していただき、解決方法を探っていただきたいのです。私の話はそのための考え方の整理と具体的な実態分析を例示することで寄与し、変えるのは皆さんの力なのです。

■まず、あなたにとって税・財政改革とはどのように考えていますか。

- ①税・社会保障負担のあり方は負担能力重視（応能負担）と企業活性化、国際競争力強化のどちらを選びますか。
- ②税制では所得課税重視と消費課税重視のどちらを選びますか。
- ③社会保障を充実するためには消費税増税はやむを得ないと考えますか。
- ④景気を回復させるためにはこれまでのような減税政策を第一にすべきだと思いますか。
- ⑤財政再建のためには増税を我慢しなければならないと考えますか。

■国民生活改善の方法として出されている意見についてどのように考えていますか。

- ①「構造改革」による「小さな政府論」は、「企業栄えて國滅ぶ」戦略。眞の改革は逆転の発想（「チエンジ」）以外にない。
 - …何が公平で、何が不公平なのかの見極め
 - …消費税増税で社会保障を充実するというのは金持ちの発想
- ②不況下でも財源はある。経済成長のためのタブー視の排除
 - …財政における歳入の見直し（高収益企業、高額所得者、大資産家への増税）
- ③高収益企業の社会的還元
 - …勤労者への賃上げ等労働条件の向上。下請け単価など受注単価の引き上げ。
- ④税・社会保障負担は能力に応じた応能負担に改革
 - …所得課税中心、総合課税、累進税率、最低生活費非課税、勤労所得軽課不労所得重課
 - …一般消費税から個別消費税へ
- ⑤減税措置は原則として廃止、必要な手当は財政出動で対処する。

2、財源問題を考えるに当たってのいくつかの視点

- (1)「家計」と「財政」との違い…税金の使い道に納得することが、税を負担する原点
 - 民主党の「基本理念」…「入るを量りて出でるを制す」の意味
- (2)財務省の言う財政の「基本原則」（3原則）とは…最も重要なのは「所得の再分配」
- (3)日本の財政構造の特徴…ヨーロッパと日本の違いはどこか
- (4)日本はなぜ財政危機（財政赤字）になったのか
 - ①自公政権の経済政策の失敗です
 - ②大企業等への減税策による税収が少なくなったことです
 - ③儲かっている企業がその利益を一人占めしてきたことです
 - ④景気対策としての低金利政策です

3、所得の再分配から見た現行税制の不平等性と不公平性

- (1)所得分配の変遷と国民負担率の推移は何を語っているか
- (2)企業課税…僅か0.28%の大企業が総蓄積の55%を享受している
 - 法人税を増税すると海外に逃避すると言うが本当か。租税特別措置は無くせるのか
- (3)個人課税…所得の多い者ほど減税額が多くなる
 - 資産性所得の分離低率課税、課税最低限構成控除の改廃、最高税率引下げどうみる
- (4)消費課税の不合理性と不公平性…資本主義最後の悪税
 - 課税根拠のない「基幹税」とは、最大の「益税」は輸出免税と95%ルール

4、2009年8月総選挙の各党財源策と民主党「税制改正大綱」の中身

- (1)各党の政策実現のための財源等
- (2)民主党租税政策の基本理念と問題点
- (3)財政改革方針は「小泉政権と同じ入り方をした点がある」との指摘について
- (4)「納税環境整備」における特徴と懸念される方向性

5、国民の生活改善なしに経済復活の道はない…政策実施の後先を間違ってはならない

- (1)自公政権における「小さな政府論」から「大きな政府論」へ
 - 社会政策の拡充と庶民増税によらない財源確保実現を
- (2)日本の税金は国際的に見て高いのか、低いのかー公的負担は法人税だけではない
 - 利益分配構造の改革と公的負担の応能負担化…これまでの「タブー」視からの脱皮
- (3)輸出主導から内需主導への転換を
 - 生産拠点の海外依存には限界がある…競争力の変化
- (4)財政再建の最優先課題は、国民の収入増政策とその早期実現にある—社会的還元から勤労者や中小企業の収入増と税制を消費税導入以前に戻せば税収は改善し、経済もよくなる。消費支出を増やす限り持続的経済成長は期待できない
- (5)税負担の公平とは何かー消費税導入以降の租税理念の変化…日本国憲法は福祉国家論
 - 税金は消費税だけではない…「なぜ、消費税増税なのか」に疑問をもとう
- (6)史上最長の好景気時でも税収が少なかった要因の排除ー課税ベース縮小・税率引下げ
- (7)不公平税制をただすだけで31兆8262億円以上（2010年度）の財源が出る

表 1 2009年8月総選挙における各党の政策実現のための財源等

政 党	政策実現のための財源	その他の税制改革案
民 主 党	<ul style="list-style-type: none"> □国の総予算207兆円を全面組み替え □真に政策に必要な16.8兆円は無駄遣い排除などで9.1兆円、埋蔵金で5兆円、所得税の配偶者控除・扶養控除廃止と租税特別措置見直しで2.7兆円、 □消費税率は4年間は上げず。将来は最低保障年金の財源として増税も検討課題(マニフェストには明記せず) 	<ul style="list-style-type: none"> □消費税が財源の月額7万円の最低保障年金を実現(年金) □公的年金控除の最低保障額を140万円に戻す(〃) □社会保険庁は国税庁と統合して「歳入庁」にする(〃) □中小企業の法人税率を18%から11%に下げ(経済政策) □「1人オーナー会社(特殊支配同族会社)」の役員給与に対する損金不算入措置は廃止(〃) □ガソリン税など暫定税率を廃止、2.5兆円を減税(〃) □地球温暖化対策税導入を検討(地球温暖化)
自 民 党	<ul style="list-style-type: none"> □今後10年以内に国・地方のプライマリー・バランスの黒字化の確実な達成 □消費税を含む税制の抜本改革について2011年度までに必要な法制上の措置を講じ、経済状況の好転後、遅滞なく実施 □「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築 	<ul style="list-style-type: none"> □子育て等に配慮した低所得者支援策(給付付き税額控除)を創設(子育て・教育支援) □次世代自動車普及へ自動車グリーン税制、補助制度による買い替え推進、1年間で100万台程度の需要増(経済対策)
公 明 党	<ul style="list-style-type: none"> □今後10年以内にプライマリー・バランスを黒字化 □国有地3兆円、政府保有株式8兆円売却 □所得税の最高税率上げ、消費税の社会保障目的税化 □低所得者などに配慮しつつ、消費税率引上げを含む税制抜本改革を検討 	<ul style="list-style-type: none"> □給付付き税額控除導入(子育て・教育支援)
共 産 党	<ul style="list-style-type: none"> □所得税・住民税の最高税率を1998年以前の水準(合わせて65%)に戻す □証券優遇税制を直ちに廃止、税率を少なくとも20%に □大企業・大資産家に「能力に応じた税負担」などで7兆円、歳出改革で5兆円を確保 □消費税増税に反対 	<ul style="list-style-type: none"> □中小企業の法人税率下げ(経済対策) □消費税の大幅増税につながる「地方消費税充実」に反対(地方分権)
社 民 党	<ul style="list-style-type: none"> □予算無駄遣い排除、使途変更で年間4兆円 □法人税引き上げ、高額所得者の税率引き上げ、証券優遇税制廃止などで同4兆円 □消費税率引き上げず、飲食料品分は実質非課税 	<ul style="list-style-type: none"> □公的年金の老年者控除等を復活(年金) □法人税の基本税率を34.5%に戻し、大企業の租税特別措置は大幅縮小(経済対策) □地方に権限と財源を移し、眞の「地方分権」を推進(地方分権)
国民新党	<ul style="list-style-type: none"> □無利子国債、特別会計備蓄、新規建設国債など □積極財政で年6%成長、5年後に30兆円の税収を確保 □消費税率は上げず、全額を社会保障のための目的税化(年金を除く)。食料品等の日常生活品目は米並みのゼロ税率 	<ul style="list-style-type: none"> □「仕送り減税」を創設。自宅外通学者を抱える家庭を支援(子育て・教育支援) □毎年40兆円(減税10兆円、財政で同30兆円)を5ヵ年続的に実行、総計で200兆円の積極財政への転換(経済対策)
みんなの党	<ul style="list-style-type: none"> □埋蔵金30兆円を1円残らず発掘 □基礎的財政收支の均衡を10年後に達成 	
改革クラブ	<ul style="list-style-type: none"> □消費税の引上げは、景気、雇用などの不安が落ち着いた後に国民的議論を経た上で行うべきだ。その場合全額を福祉、社会保障分野に 	
新党日本	<ul style="list-style-type: none"> □すべての個人にベーシック・インカム(最低生活保障)を支給し、「年金」と「生活保護」を根本的に統合 	

資料：「日本経済新聞」2009年8月20日付より。(富山泰一作成)

民主党「平成22年度税制改正大綱」の基本的考え方、改革の方向性の検討（未定稿）

表 2

（富山泰一作成）

その1 税制改正大綱・項目・要約	分析視点・問題点（メモ）
第1章 基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> (1)納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の3原則を基本とする (2)「支え合い」のための必要な費用を分かち合う視点を大事にする (3)税制改革と社会保障制度改革を一体的にとらえ、改革を推進 (4)グローバル化に対応できる税制のあり方を考える (5)地域主権を確立するための税制を構築する 	<p>「入るを量りて出するを制する」が基本原則とする「その社会の構成員の間で分担する。いわば“会費”のようなもの」</p> <p>自民党=「公平・中立・簡素」とどこが違うのか？ 「会費論」は自民党も同じ</p> <p>自民党は「痛みを分かち合う」と言った</p> <p>消費税の社会保障目的税化。国際的に見て比類なし</p> <p>企業の税負担の軽減策…特別措置・税率引き下げ・消費税の輸出免税等</p>
第2章 新しい税制改革の仕組み <p>租税特別措置のうち政策税制措置はすべて「ふるい」にかけ、今後4年間で抜本的に見直す。適用期限を延長するとしたものについても「租税透明化法（仮称）」の制定や地方税法の改正により、適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、新しい税制調査会の設置 2、「ふるい」、租税透明化法（仮称） 	<p>租税特別措置を見直すとしているが、特定者への「補助金」、政策効果が確認できないといいながら廃止するのではなく、研究開発費減税など「有用なもの」は恒久化する（本法に組み入れる）といっている。言っていることに矛盾がある。</p> <p>また、透明化するとしてもそのことがどのような意味を持つのか。減税効果はそのことにより上げた利益を分配することで景気高揚を期待する政策であり、これまでそれが実現せず、不況が続いてきた。</p>
第3章 各主要課題の改革の方向性 <ol style="list-style-type: none"> 1、納税環境整備 <ul style="list-style-type: none"> (1)納税者権利憲章（仮称）の制定 (2)国税不服審判所の改革 (3)社会保障、税共通の番号制導入 <p>社会保障制度の効率化を進めるため、また、所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が不可欠。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進める</p> (4)歳入庁の設置 <p>日本年金機構を廃止し、その機能を国税庁に統合 歳入庁を設置</p> (5)罰則の適正化 (6)納税環境整備に係わるP.Tの設置 <p>内閣官房国家戦略室を中心に府省横断的に検討。</p> 	<p>国税通則法を軸とした改正で早期実現を要求しているが、別の法制化の可能性もある</p> <p>国民総背番号制につながります。プライバシー侵害の問題などでこれまで実現しなかった。</p> <p>所得把握や滞納整理を目的に使われると権力的徴税強化になります。所得把握目的では効果は期待できない。消費税のインボイス導入、サラリーマンの確定申告、給付付き税額控除還付申告者など罰則規定強化と合いまって納税者を苦しめる可能性がある歳入庁についてはどのような仕組みになるのか具体的提案がない。徴収事務での権力的行政の可能性が懸念。</p>

表 3

その2 税制改正大綱・項目・要約	分析視点・問題点（メモ）
<p>2、個人所得課税</p> <p>所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け税率構造のほか以下のような改革を推進。的確に所得補足できる体制を整える。所得控除から税額控除の給付付き税額控除・手当への転換を進める。株式譲渡益、配当課税の税率見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進める。</p> <p>(1)所得税</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本的仕組み ②現状と課題 ③改革の方向性 ④所得控除から税額控除へ、給付付き税額控除・手当へ <p>(2)個人住民税</p>	<p>「①所得控除が相対的に高所得者に有利、②分離課税している金融所得者などに軽課している」「所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革を推進」との認識に立ちながら、控除制度を抜本改革するとしているが、その定義が明らかにされていない。</p> <p>最低生活費非課税（課税最低限）の原則について全くふれていない。基本理念と個別税制との整合性がない。</p>
<p>3、法人課税</p> <p>租税特別措置の抜本的な見直しを進め、課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や国際競争力の維持・向上などを勘案しつつ見直す。中小法人の軽減税率を引き上げる。</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>(2)法人税の改革の方向性</p> <p>(3)中小法人に対する軽減税率の引き下げ</p> <p>(4)特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度－22年度廃止</p> <p>(5)地方法人課税</p>	<p>租税特別措置を見直すしながら「必要なものは恒久化する」など基本的に廃止するつもりはない。05年には「法人税率は当面据え置く」としながら06年には「法人税の引き下げについても検討をする」となり、08年に「法人税率については課税ベースが拡大した場合には水準を見直していく」と大企業優遇の方向を示すようになった。</p> <p>日本経団連が政党に要求している「優先政策事項」の勤務評定をする「政策を語る会」で、08年6月の「政策を語る会」で、当時の民主党税調会長と政調会長が、「法人税率の引き下げ」や「年金財源は国民全体で負担する消費税がふさわしい」と日本経団連の認識と同じだと発言しているのです。</p> <p>成長政策との整合性、国際競争力の維持・向上等を出し、法人税率を見直すとしているが「透明」の理念からすれば減税でなく財政出動にすべきではないのか。</p>
<p>4、国際課税</p> <p>国際連帯税の検討を早急に進める</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>(2)改革の方向性</p> <p>(3)国際連帯税</p>	<p>世界同時不況は投機の破綻が主たる要因であり、これまでその対策をサミットの会議で数年前からEU諸国などが規制を提案していましたが、米、英、日本の反対で野放しになっていました。多くの企業がその被害を受けたことで、各国が強い関心を持ち規制の方向の提案が出ています。</p>

表 4

その3 税制改正大綱・項目・要約	分析視点・問題点（メモ）
<p>5、資産課税 格差税制の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて11年度改正を目指す。 (1)相続税・贈与税 (2)固定資産税</p>	<p>大綱は地価の下落、基礎控除の引き上げ、小規模宅地等の特例の拡大による納税対象者が少なくなったとの認識に立ち、課税ベース、税率構造の見直しを23年度改正を目指すとしています。</p> <p>しかし、基本的には不動産等の時価評価や居住用財産等の免税点をどうするかについての問題意識がありません。課税ベースの拡大、基礎控除の引下げを考えているとしたら、生活用財産、中小事業者の事業用財産等を奪うことになりかねません。</p>
<p>6、消費税 社会保障制度の抜本改革の検討などにあわせ、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め検討</p>	<p>消費税は生まれながらにして担税力のないところへ課税する悪税。税率を引き上げ社会保障財源とするに至っては、所得の再分配に逆行する暴挙です。所得課税中心の課税体系にすることなしに所得の再分配はできません。使途を明確化すれば何をやってもよいというものではない。貧しい者の懐を当てにして、貧しい者に分配するということであり、課税の根本の考え方から間違っています。</p>
<p>7、個別間接税 (1)基本的な考え方 (2)たばこ税・酒税 (3)暫定税率、地球温暖化対策のための税等 ①暫定税率 ②地球温暖化対策のための税 ③車体課税 ④地球環境税の検討</p>	
<p>8、市民公益税制（寄付税制など）</p>	
<p>9、地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方 (1)国と地方の税源配分のあり方の見直し (2)地方税に関する国との関与のあり方の見直し (3)地方の意見を反映する仕組みの構築</p>	

表 5 OECD 諸国の国民負担率（対国民所得比）

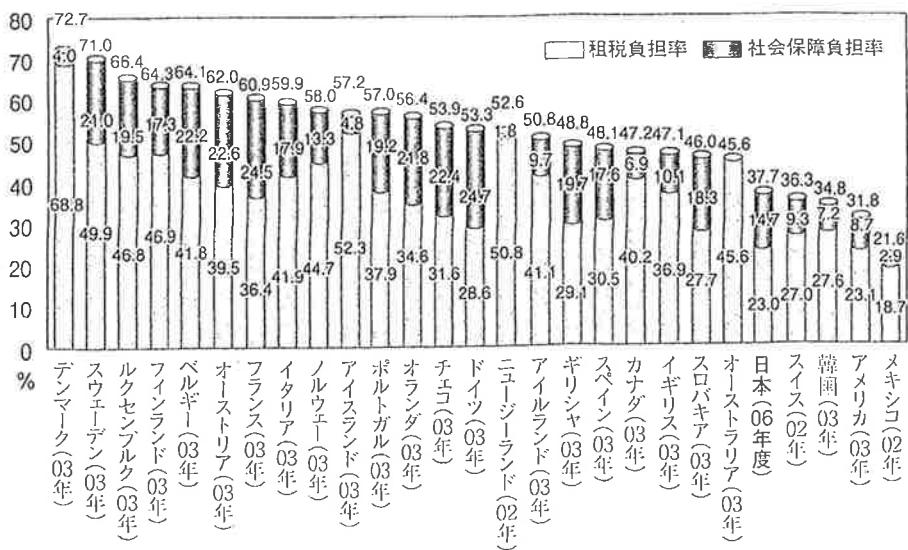
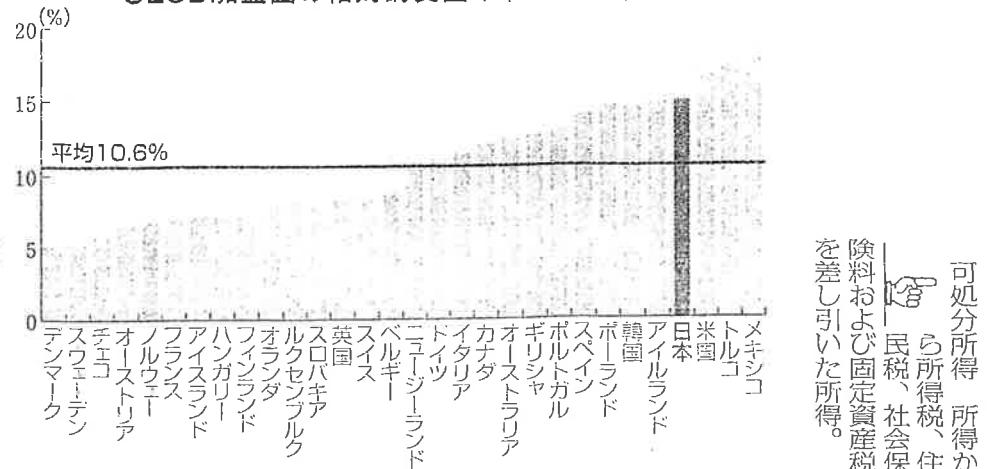
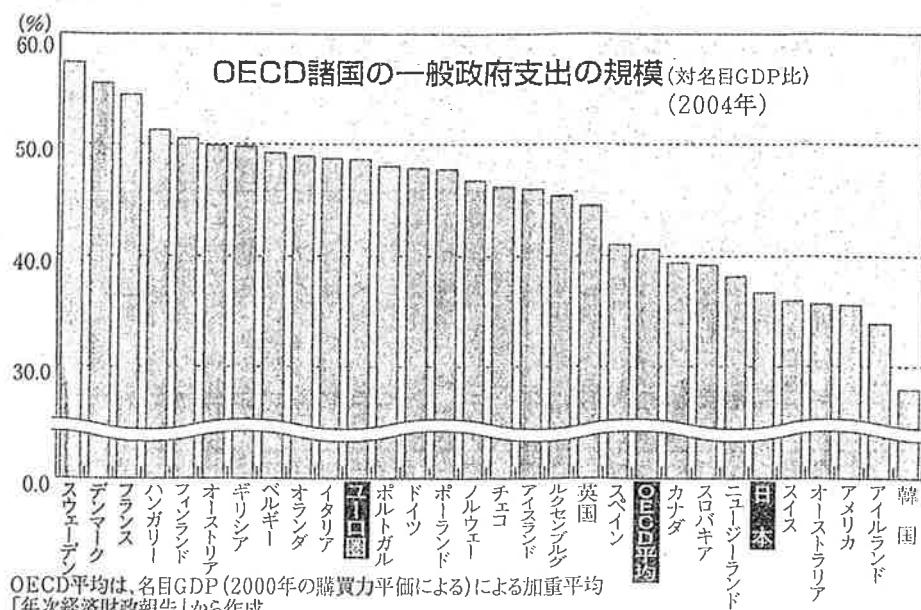


表6 OECD加盟国の相対的貧困率(2008年発表)



今回発表された「相対的貧困率」は、国民一人ひとりを可処分所得の高い順に並べたときに、その中央値の半分に満たない人の割合を示します。

表7



OECD平均は、名目GDP(2000年の購買力平価による)による加重平均
〔年次経済財政報告〕から作成

不公平税制による增收試算

財源試算研究会・税理士 荒川俊之

2010年になっても、世界的にも景気はなかなか回復しない状況にあります。日本においては、この不況は過去にない速さで景気が後退(GDP及び鉱工業生産が2008年7-9月期以前は過去の景気後退と同じテンポだが10-12月期以降は急降下)し、バブル崩壊後の景気後退局面30ヶ月を超すと思われる景気後退の長さ(2007年10月を山とすれば29ヶ月)になっています。一刻も早く景気回復のシナリオを明確にして、実行に移さなければなりません。民主党を中心とする与党は、2009年12月30日に「新成長戦略(基本方針)」を作成しましたが、内容は大雑把であり、今後この基本方針従って、工程表を作成し、各政策の達成状況の評価検証を行うといいます。しかしながら、あいかわらず、その政策を実行するための財源を民主党は明確にしていません。よって、ここに財源試算研究会が作成した增收試算を以下に示します。

(表8) 国税関係 2010年度

項 目	目安金額
1. 法人税	(単位:億円)
(1) 株式発行差金(プレミアム)非課税廃止	40,106
(2) 受取配当益金不算入の廃止	21,682
(3) 各種引当金・準備金の廃止	
内訳	10,284
① 返品調整引当金	85億円
② 海外投資損失準備金	217億円
③ 保険会社等の異常危険準備金	160億円
④ 探鉱・海外炭鉱準備金	633億円
⑤ 使用済燃料再処理準備金	8,939億円
⑥ 原子力発電施設解体準備金	120億円
⑦ 新幹線鉄道大規模改修準備金	100億円
⑧ 特別修繕準備金	30億円
(4) 特別償却・割増償却の廃止	1,907
(5) 試験研究費の税額控除廃止	2,470
(6) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の廃止	19
(7) 新鉱床探鉱費等特別控除の廃止	60
(8) 情報基盤強化税制の特別控除の廃止	473
(9) 間接及びみなし外国税額控除の廃止	3,588
(10) 公益法人課税の適正化	983
(11) 連結納税制度の廃止	10,516
2. 所得税	
(1) 個人利子所得課税の是正(一般分)	31
(2) 個人配当所得課税の是正(申告分離課税を廃止して総合課税)	6,020
(3) 個人配当所得課税の是正(配当税額控除の廃止)	1,049
(4) 給与所得控除の無制限制度の是正(上限年収1,500万円)	1,053
(5) 土地の譲渡所得の分離課税の是正	4,687
(6) 有価証券譲渡益課税(申告分離廃止)の強化	10,248
(7) 医師優遇税制の是正	250
(8) 政治資金課税の是正	570
(9) 住宅ローン減税制度の是正	8,560
計	124,556
3. 税率配分の適正化	
(1) 大企業からの(法人税率改定による)增收分	51,493
(2) 高額所得者からの(所得税率改定による)增收分	13,423
国 税 計	189,472

(表9) 地方税関係 2010年度

項 目	目安金額
1. 法人税特例廃止による地方税（法人事業税・同住民税）増収	(単位:億円)
(1) 株式発行差金（プレミアム）非課税廃止	10,814
(2) 受取配当益金不算入の廃止	5,846
(3) 各種引当金・準備金の廃止	1,733
内訳	
⑨ 収品調整引当金	22億円
⑩ 海外投資損失準備金	49億円
⑪ 保険会社等の異常危険準備金	27億円
⑫ 探鉱・海外炭鉱準備金	109億円
⑬ 使用済燃料再処理準備金	1,472億円
⑭ 原子力発電施設解体準備金	20億円
⑮ 新幹線鉄道大規模改修準備金	26億円
⑯ 特別修繕準備金	8億円
(4) 特別償却・割増償却廃止	513
(5) 試験研究費の税額控除廃止	427
(6) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の廃止	3
(7) 新鉱床探鉱費等特別控除の廃止	10
(8) 情報基盤強化税制の特別控除の廃止	81
(9) 間接及びみなし外国税額控除廃止	620
(10) 公益法人のみなし寄付金適用の廃止	287
2. 所得税特例廃止による地方税（個人住民税）増収	
(1) 個人利子所得課税の是正（総合課税）	71
(2) 給与所得控除の無制限制度の是正（上限年収1,500万円）	268
(3) 土地の譲渡所得の分離課税の是正	1,482
(4) 医師優遇税制の是正	50
(5) 政治資金課税の是正	185
3. 地方税独自の特例廃止による増収	
(1) 社会保険診療報酬特例の廃止（事業税）	419
(2) 土地税制の特例の廃止（固定資産税）	22,359
(3) 家屋税制の特例の廃止（固定資産税）	97
(4) 債却資産の特例の廃止（固定資産税）	709
(5) 都市計画税の特例の廃止（都市計画税）	175
(6) 軽油引取税の課税免除の見直し（軽油取引税）	2,446
(7) 市町村交付金の特例の廃止（固定資産税・都市計画税）	443
(8) 自動車税の特例の廃止（自動車税）	117
(9) 自動車取得税の非課税の見直し（自動車取得税）	52
(10) 軽自動車税の特例の廃止	7
(11) 事業所税の特例の廃止（事業所税）	782
(12) 法人事業税・資本割圧縮措置の特例廃止	656
(13) 産業振興等に係る特例廃止（事業税・不動産取得税）	221
(14) 納税補助金等の廃止	312
(15) 鉱物事業特例の廃止	179
4. 地方法人特別税への反映	9,312
5. 地方交付税への反映	59,206
計	119,882
6. 税率配分の適正化（個人住民税）	8,908
地 方 税 計	128,790
表 1 及び 表 2 の 合 計	318,262